

消費者及び食品関係事業者の皆様へ



豚コレラは人に感染しません。

豚コレラは、豚・いのししの病気です。
豚コレラの人への感染は、国際機関(OIE:国際獣疫事務局)の情報においても世界的に報告されておりません。

**豚コレラにかかった豚のお肉が市場に出回ることはありません。
豚肉は安全です。**

豚は、と畜場法に基づき、全頭、都道府県等のと畜検査員が異常や疾病がないか検査しています。豚肉は、この検査に合格したものだけが市場に流通することとなっています。



問い合わせ先

【豚コレラの防疫対策についての相談窓口】

設置場所：農林水産部畜産課
電話番号：052-954-6425

【食品の安全についての相談窓口】

設置場所：健康福祉部保健医療局生活衛生課
電話番号：052-954-6297



愛知県

豚コレラにより経営に影響を受けている中小企業の皆さまへ

1 愛知県融資制度のご案内

愛知県融資制度は、県内で事業を営んでいる中小企業の皆さまを対象に事業資金を融資するための制度ですが、豚コレラの影響を受けられた、又は今後影響を受けるおそれのある中小企業の皆さまにもご利用いただけます。

<愛知県融資制度とは>

愛知県と民間金融機関、信用保証協会、市町村が協調して実施している中小企業の皆さまのための融資制度です。

<愛知県融資制度の特徴>

- 低利（一部金融機関所定）、固定金利、長期期間（最長10年）です。
- 原則として、信用保証協会の保証付きです。
- 信用保証料率が割安になっています。
- 一部の市町村では、信用保証料等に対する助成を行っています。
- 身近な取扱金融機関各支店の窓口からお申込みいただけます。

※ 制度の詳しい内容については、裏面をご覧ください。

2 既往債務の返済条件の緩和

豚コレラの影響による売上減少などにより、一時的に既往債務の返済が困難になっている中小企業は、個々の実情に応じて、返済条件の緩和が受けられる場合があります。詳しくは、融資を受けた金融機関、又は信用保証協会へご相談ください。

※ 豚コレラについて

豚コレラは、豚、イノシシの病気であり、人に感染することはありません。また、感染豚や感染イノシシの肉が市場に出回ることはありません。

<問合せ先>

- 愛知県産業労働部中小企業金融課（融資グループ）
電話 052-954-6333（ダイヤルイン）
- 愛知県信用保証協会総合相談室
電話 0120-454-754（フリーダイヤル）
西三河支店（岡崎） 電話 0564-55-5500
東三河支店（豊橋） 電話 0532-57-5611



◆愛知県の主な融資制度

制 度		融 資 対 象 者	資金使途・ 融資限度額	融資期間・ 利率
経済環境 適応資金	セーフティ ネット	全国的に業況が悪化している業種を営み 売上げが減少している企業など、中小企業 信用保険法第2条第5項第1号から第8号 までの認定を受けた特定中小企業者	設備・運転 8,000万円	3年～10年 年1.2(1.1)％～1.5(1.4)％ (融資対象者のうち第1号 ～第6号の認定を受けた場 合は()内の利率)
	経営あん しん	(1) 最近3か月間の月平均売上高が 前年同期の月平均売上高に比べて3％以 上減少している中小企業者 (2) 県認定倒産事業者に対して売掛金等の 債権が50万円以上ある中小企業者又は 県認定倒産事業者との取引額が全取引額 の20％以上の中小企業者	運転 8,000万円	3年～7年 年1.2％～1.4％
	経済対策 特別	最近3か月間の月平均売上高総利益額 (粗利益)が前年同期又は2年前同期の月 平均売上高総利益額に比べて3％以上減少 している中小企業者	設備・運転 1億円	3年～10年 年1.2％～1.5％
	条件変更 改善	返済条件の緩和を行っている既存の信用 保証付き融資を借り換え、金融機関及び認 定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、 自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び 進捗の報告を行う中小企業者 (国の全国統一制度である「条件変更改善 型借換保証」の対象)	設備・運転 2億8,000万 円	10年～15年 年1.5％～1.7％ (据置期間:借換資金以外の 事業資金を含む場合は2年以 内)
小規模企 業等振興 資金	通常資金	従業員数が50人(商業・サービス業は 30人)以下の会社、個人、企業組合、医 療法人、NPO法人	設備・運転 5,000万円	3年～10年 年1.3％～1.6％ (運転は7年まで)
	小口資金	従業員数が20人(商業・サービス業 ^注 は5人)以下の会社、個人、企業組合、医 療法人等 (注:宿泊業及び娯楽業は20人)	設備・運転 2,000万円 (申込額を含め 保証協会保証付 き融資残高が 2,000万円以内 であること。)	3年～7年 年1.1％～1.3％
一 般 事 業 資 金		中小企業者	設備・運転 2億円	1年 年1.3％以内 (運転のみ) 3年～10年 年1.4％～1.7％ (運転は7年まで)

<注意事項>

- ・ 愛知県内に事業所又は営業所がある中小企業の皆さまがご利用できます。
- ・ 業種によっては、一部取り扱いえない場合があります。
- ・ 小規模企業等振興資金については、県内市町村が指定する金融機関への申込みにになります。
- ・ 小規模企業等振興資金(小口資金)については、上記の指定金融機関のほか、市町村や信用保証協会へ申込みできる場合があります。詳しくは事業所のある市町村(商工担当課)へお問い合わせください。
- ・ 愛知県融資制度の詳しい内容については、中小企業金融課のホームページをご覧ください。
<http://www.pref.aichi.jp/kinyu/yushi/yushi.htm>

<信用保証について>

- ・ 信用保証協会は、中小企業者が融資を受ける際、その保証人となってお金が借りやすくなるようサポートする公的機関です。
- ・ 愛知県融資制度のご利用に際して信用保証協会の保証を付けた場合、別途、所定の信用保証料が必要です。

中小・小規模企業総合相談窓口のご案内

主な内容	問合せ先
◆ 中小・小規模企業対策全般 についての相談（無料）	愛知県産業労働部 産業労働政策課 県庁西庁舎7階 電話 052-954-6330
◆ 金融支援策について の相談（無料）	愛知県産業労働部 中小企業金融課 県庁西庁舎7階 電話 052-954-6333 愛知県信用保証協会 総合相談窓口 名古屋市中村区椿町 7-9 フリーダイヤル 0120-454-754 西三河支店 岡崎市久後崎町字宮前 17 電話 0564-55-5500 東三河支店 豊橋市大橋通二丁目 125 電話 0532-57-5611
◆ 中小・小規模企業対策全般 についての相談（無料）	尾張県民事務所 産業労働課 名古屋市中区三の丸二丁目 6-1 電話 052-961-7211 海部県民センター 産業労働課 津島市西柳原町 1-14 電話 0567-24-2111 知多県民センター 産業労働課 半田市出口町 1-36 電話 0569-21-8111 西三河県民事務所 産業労働課 岡崎市明大寺本町 1-4 電話 0564-23-1211 豊田加茂産業労働・山村振興グループ 豊田市元城町 4-45 電話 0565-32-7498 東三河総局 企画調整部 産業労働課 豊橋市八町通5-4 電話 0532-54-5111 新城設楽振興事務所 山村振興課 新城市字石名号 20-1 電話 0536-23-2116
◆ 技術指導（無料）	あいち産業科学技術総合センター 豊田市八草町秋合 1267-1 電話 0561-76-8301
◆ 中小・小規模企業対策全般 （金融支援策を除く） についての相談（無料）	（公財）あいち産業振興機構 名古屋市中村区名駅 4-4-38 愛知県産業労働センター 14・15階 電話 052-715-3063
◆ 商工会議所・商工会の 窓口相談（無料）	各商工会議所・商工会